

秋田大学医学部附属病院 ペイシエントハラスメント指針

当院は、患者さんが良質な医療を受けられる環境と、病院で働く全ての職員が安心して働ける環境を維持するため、ペイシエントハラスメントに対する対応方針を定め、組織的に対応します。

ペイシエントハラスメントの定義と該当する行為

職場環境を害する 不相応な要求や言動

社会通念上不相応な手段を用いて、職員の尊厳を傷つけ職場環境を悪化させる行為を指します。

代表的な 8つの 迷惑行為



暴言



暴力



セクハラ



業務妨害



威嚇



過度な要求



SNSでの誹謗中傷



院内ルール逸脱

病院としての組織的な対応

複数名による対応と 証拠の保全

職員の安全確保のため複数名で対応し、必要に応じて会話の録音や録画を行います。



不当要求の拒絶と 診療拒否

不当な要求には一切応じず、悪質な場合は強制退院等の診療拒否を行う場合があります。



警察への通報と 法的措置

犯罪行為が認められた場合は警察へ通報し、弁護士と連携して法的手段を検討します。

